平成２２年（フ）第８８８号
川崎市麻生区白鳥１丁目13番21号　グリーンビュー白鳥Ａ―202
債務者　眞水　克則
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９８号
川崎市中原区下小田中１丁目24番１―402号
債務者　岸本　うの（旧姓、旧名佐々木由美）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０８号
川崎市宮前区南平台11番10―404号
債務者　大谷　由美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１４号
川崎市麻生区片平３丁目５番３号　若葉荘９
債務者　佐多　光代（旧姓福圍）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１６号
川崎市宮前区平２丁目12番14―502号　センチュリータウン
債務者　平川　和久
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９６０号
川崎市宮前区有馬７丁目８番７号　第２フラット鷺沼105
債務者　岡　みゆき
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７１８号
横浜市保土ケ谷区岡沢町22番地２　藤巻荘201
債務者　横田　美紀
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１５１号
京都市東山区福稲柿本町27番地　コーポ大敬207
債務者　呉　　勇（旧名勇煥）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３６７号
横浜市磯子区杉田７丁目１番２―212号
債務者　遠藤　照良
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８２号
岡山県津山市横山67番地４
債務者　浅野　浩志
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１８３号
岡山県津山市横山67番地４
債務者　浅野美由紀
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第６８６号
静岡県浜松市中区船越町40番13号Ｃ号、前住所静岡県浜松市南区西伝寺町230番地の１ブライトタウン西伝寺605号
債務者　遠藤　真直
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７０１号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目24番６号　コーポ竹山Ｂ203
債務者　齋藤由起子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７３８号
岡山市中区高屋238番地１　中道コーポ202
債務者　赤畑　雅弘
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木213番地
債務者　平田　實美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部